

千葉県報

定例
令和5年9月26日

第13875号

報

県

葉

千

令和5年9月26日(火曜日)

主要目次

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
公安委員会告示
- 道路交通法第百八条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者等教育の認定
- 道路交通法第百八条の三十二の三第一項の規定による運転免許取得者等検査の認定
- 公告
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件)
- 土地改良区役員の退任及び就任(四件)
- 特定調達公告
- 入札公告
- 落札者等の公告

告示

千葉県告示第三百七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所において縦覧に供する。

令和5年9月26日

千葉県知事 熊谷 俊人

荒海二急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第二四号までを順次結んだ線及び標柱第二四号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。
標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地名	番

一	成田市荒海根田	一六六番
二	〃	二一七番
三	〃	一九九番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番
四	〃	一九二番
五	〃	一九二番
六	〃	一九二番
七	〃	一九二番
八	〃	一九二番
九	〃	一九二番
〇	〃	一九二番
一	〃	一九二番
二	〃	一九二番
三	〃	一九二番

菅原 裕輔	君津モータースクー ル 君津市下湯江9番地 1	認定規則第1条第 3号に掲げる課程	高齢者講 習同等課 程	令和5年1 月30日
-------	----------------------------------	----------------------	-------------------	---------------

千葉県公安委員会告示第27号
道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、
次のとおり運転免許取得者等検査を認定した。
令和5年9月26日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者等検査の方法の区分	運転免許取得者等検査の方法の名称	認定年月日
株式会社流山自動車学校 流山市おおたかの森西三丁目5番地の3 黒井 重治	流山自動車学校 流山市おおたかの森西三丁目5番地の3	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年公安委員会規則第8号。以下「認定規則」という。）第1条第1号及び第2号に掲げる方法	認知機能検査同等方法及び運転技能検査同等方法	令和4年1月27日
株式会社九十九里自動車教習所 山武郡九十九里町藤下797番地 菅原 裕輔	九十九里自動車教習所 山武郡九十九里町藤下797番地	認定規則第1条第1号及び第2号に掲げる方法	認知機能検査同等方法及び運転技能検査同等方法	令和5年1月5日
株式会社船橋第一自動車教習所	船橋第一自動車教習所	認定規則第1条第1号及び第2号に	認知機能検査同等	令和5年1月16日

名	流山自動車学校 流山市おおたかの森西三丁目5番地の3 黒井 重治	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和4年1月27日
株式会社九十九里自動車教習所 山武郡九十九里町藤下797番地 菅原 裕輔	九十九里自動車教習所 山武郡九十九里町藤下797番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和5年1月5日
株式会社船橋第一自動車教習所 船橋市三咲二丁目14番1号 澤田 宏	船橋第一自動車教習所 船橋市三咲二丁目14番1号	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和5年1月16日
有限会社茂原自動車教習所 茂原市東郷1, 781番地 市原 正典	茂原自動車教習所 茂原市東郷1, 781番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和5年1月20日
一般社団法人匠達交通安全協会 匠瑤市八日市場イの559番地の1 宮内 宏巳	八日市場自動車教習所 匠瑤市椿1, 685番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	”
株式会社九十九里自動車教習所 山武郡九十九里町藤下797番地	松尾自動車教習所 山武市松尾町松尾175番地	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和5年1月26日

船橋市三咲二丁目14番1号 澤田 宏	船橋市三咲二丁目14番1号	掲げる方法	方法及び運転技能検査同等方法	
有限会社茂原自動車教習所 茂原市東郷1, 781番地 市原 正典	茂原自動車教習所 茂原市東郷1, 781番地	認定規則第1条第1号及び第2号に掲げる方法	認知機能検査同等方法及び運転技能検査同等方法	令和5年1月20日
一般社団法人匠達交通安全協会 匠瑤市八日市場イの559番地の1 宮内 宏巳	八日市場自動車教習所 匠瑤市椿1, 685番地	認定規則第1条第1号及び第2号に掲げる方法	認知機能検査同等方法及び運転技能検査同等方法	〃
株式会社九十九里自動車教習所 山武郡九十九里町藤下797番地 菅原 裕輔	松尾自動車教習所 山武市松尾町松尾175番地	認定規則第1条第1号及び第2号に掲げる方法	認知機能検査同等方法及び運転技能検査同等方法	令和5年1月26日
富士産業株式会社 東京都足立区竹の塚七丁目12番1号 武士 裕三	君津モータースクール 君津市下湯江9番地1	認定規則第1条第1号及び第2号に掲げる方法	認知機能検査同等方法及び運転技能検査同等方法	令和5年1月30日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。
 その届出及び添付書類は、令和五年九月二十六日から令和六年一月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年九月二十六日から令和六年一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和五年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称)クリエイトS・D千葉一宮店
 長生郡一宮町東浪見字塩田五、一八四番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三
 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三
 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 令和六年四月三十日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、九七五平方メートル
- 5 駐車場の収容台数
 八一台
- 6 駐車場の収容台数
 五六台
- 7 荷さばき施設の面積
 七五平方メートル
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
 一一立方メートル
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時三十分から午後十時まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数
 二か所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和五年八月二十九日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び長生郡一宮町産業観光課

大規模小売店舗舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年九月二十六日から令和六年一月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年九月二十六日から令和六年一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

せんだう古市場プラザ店

市原市古市場字京田五九四番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社せんだう 代表取締役 木口誠一

市原市八幡八一三番地

3 変更前の大規模小売店舗の名称

レオ市原店

4 変更後の大規模小売店舗の名称

せんだう古市場プラザ店

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

栄倉株式会社 代表取締役 栄倉弘哲ほか

夷隅郡大多喜町大多喜六一番地一ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社せんだう 代表取締役 木口誠一ほか

市原市八幡八一三番地ほか

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗の名称

令和五年七月二十一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和三年四月二日、令和五年四月五日及び令和五年七月二十一日

二 届出年月日

令和五年八月二十九日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

大規模小売店舗舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和五年九月二十六日から令和六年一月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年九月二十六日から令和六年一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

せんだう古市場プラザ店

市原市古市場字京田五九四番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社せんだう 代表取締役 木口誠一

市原市八幡八一三番地

3 変更前の駐車場の位置及び収容台数

四一六台

4 変更後の駐車場の位置及び収容台数

一六九台

5 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

六か所

6 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所

7 変更年月日

(一) 駐車場の位置及び収容台数

令和六年四月三十日ほか

(二) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成二十三年十二月三十一日

二 届出年月日

令和五年八月二十九日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、東葛北部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
令和五年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事

野田市関宿内町一六三番地

関宿台町六、四〇一番地一

桐ヶ作一、二六八番地

木間ヶ瀬一、一〇九番地

三、七一二番地の一

船形九九九番地

二、三二六番地

中里二、五四七番地

目吹五一一番地

二、二〇一番地の四

木野崎二、五四四番地

茨城県守谷市大木一、三〇〇番地

退任監事

野田市柏寺六〇七番地の二

木間ヶ瀬三、四七七番地

小山三、四五七番地

目吹五六〇番地

就任理事

野田市関宿内町一六三番地

関宿台町六、三五二番地一

柏寺六〇七番地の二

木間ヶ瀬一、一〇九番地

三、七一二番地の一

船形九九九番地

二、三二六番地

青木 進

鳩貝 武

古谷 文夫

鈴木 榮夫

栗原 展夫

渡辺 昭博

岡田 昭壽

齊藤 和夫

古藤 芳則

栗原 英雄

今野 菊男

細井 宏司

藤井 順一

古橋 與四巳

厚川 薫

青木 進

鳩貝 貫二

細井 宏司

鈴木 榮夫

鈴木 展夫

栗原 展夫

渡辺 昭博

中里五五五番地

目吹一、一七〇番地の一

大殿井三〇七番地

木野崎一、六四六番地の四四

茨城県守谷市大木一、三〇〇番地

就任監事

野田市西高野二一〇番地

木間ヶ瀬三、四七七番地

小山三、四五七番地

木野崎二九八番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、松戸市矢切土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
令和五年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事

松戸市下矢切六三二番地

上矢切三九五番地

小山四一九番地の一

栗山二九一番地

三矢小台三丁目一〇番地の二

上矢切一、四〇三番地

中矢切六〇六番地

退任監事

松戸市下矢切五九五番地

小山四七四番地

就任理事

松戸市下矢切六三二番地

栗山二九一番地

小山四七四番地

上矢切九一三番地の一

下矢切五九五番地

上矢切一、七五七番地

中矢切五五〇番地

片倉 治徳

金本 昭男

深津 憲一

谷口 和哉

今野 菊男

永塚 庄一

藤井 順一

古橋 與四巳

石山 正剛

平川 實

平野 芳男

小川 和彦

湯浅 盛隆

島根 勝利

町山 照男

寫根 浩

野間 浩一

中臺 浩司

平川 實

湯浅 隆

中臺 浩司

湯浅 隆

中臺 浩司

野間 浩一

中臺 浩司

湯浅 隆

中臺 浩司

野間 浩一

野間 裕隆

吉田 孝行

齊藤 隆

齊藤 隆

齊藤 隆

松戸市下矢切五〇四番地 安川 誠三
 " 上矢切一、五五六番地 平野 政一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、成田市滑川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和五年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事

成田市滑川一、一四〇番地 根本 太男
 " " 一、二〇五番地 青柳 喜一郎
 " " 八三三番地 富澤 一郎
 " " 一、〇五六番地 根本 繁美
 " " 八二〇番地 根本 重徳
 " " 一、〇七一番地 小川 仁一郎

二 退任監事

成田市滑川一三二番地 大塚 敏章
 " " 一、二三〇番地 竹能 廣幸
 " " 一、二二四番地 杉岳 和彦

三 就任理事

成田市滑川一、一四〇番地 根本 太男
 " " 一、二〇五番地 青柳 喜一郎
 " " 八三三番地 富澤 一郎
 " " 一、〇五六番地 根本 繁美
 " " 八二〇番地 根本 重徳
 " " 一、〇七一番地 小川 仁一郎

四 就任監事

成田市滑川一三二番地 大塚 敏章
 " " 一、二三〇番地 竹能 廣幸
 " " 一、二二四番地 杉岳 和彦

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、国府土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和五年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任監事 南房総市本織六八三番地 関口 光男
 二 就任監事 南房総市本織六六四番地 神作 康典

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けざるものとする。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年9月26日

千葉県企業局長 古野 美砂子

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 ドラフトチャンバー 4組
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限 令和6年3月11日
- (4) 履行場所 千葉県美浜区若葉三丁目1番7号 千葉県企業局水質センター
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
 - (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
 - (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
 - (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- 3 入札書の提出場所等

<p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県企業局管理部 262-8512 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県企業局管理部経理課契約班 電話043(211)8589</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年9月26日から10月17日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年11月7日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年11月7日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和5年11月8日午前9時 千葉県企業局入札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県企業局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。)第145条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年10月17日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年10月17日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に</p>	<p>求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県企業局長が判断した入札者であって、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Draft Chamber (4sets)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 7 November, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589</p> <p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和5年9月26日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p> <p>【掲載順序】</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続</p> <p>⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①令和4年度ヘリコプターかとり1号(レオナルド式AW139型、JA91CP)12年目定期耐空証明更新追加整備 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和5年8月24日 ④静岡エアコミュニタ株式会社 静岡県静岡市葵区栄町1番地の3 ⑤76,294,534円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号</p>
--	--

購読料

本号

一部

二四円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八